# 第1章 佐賀県の概要

佐賀県は、九州の北西部に位置し、土地面積は 2,440.68 ㎢ (平成 28 年 10 月 1 日現在、国土地理院調べ)となっており、筑後川や脊振山地を境として福岡県と接し、国見山系や多良山系などを境として長崎県と接しています。また、北に玄界灘、南に有明海と 2 つの海に面しています。東京までの直線距離は約 900 km、大阪までは約 500 kmであるのに対し、朝鮮半島までは約 200 km足らずと近接しており、大陸文化の窓口として歴史的、文化的に重要な役割を果たしてきました。

土地利用の構成比は、森林 45.2%、農地 21.5%、宅地 7.5%、道路 6.0%、河川・水路等 5.1%、原野等 0.0%、公共施設用地・耕作放棄地・レクリエーション施設用地等を含む「その他」が 14.7%となっています。全国と比較すると、森林が少なく、農地が多くなっています。



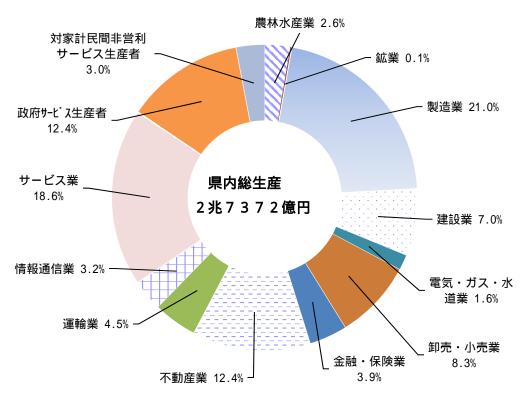
図1-1-1 土地利用状況(平成28年10月1日調査) 資料:土地対策課

平成 28 年 10 月 1 日現在の人口は、828,388 人であり、人口密度は 339.4 人/ ぱとなっています。また、平成 32 年の予測人口は、802,816 人(平成 25 年 3 月国立社会保障・人口問題研究所推計)となっています。本県では、全国を上回るペースで人口減少が進んでおり、高齢化は全国より早く、少子化はやや緩やかに進展しています。また、近年、一貫して転出超過であり、平成 27 年 10 月から平成 28 年 9 月における社会減による人口減少は約 1,800 人となっています。人口移動の状況を性別・年齢階級別に見た場合、15~24 歳における転出超過が多く、男性では 18 歳の県外転出、女性では 18 歳及び 22 歳の県外転出が他の年齢と比較して顕著になっています。



本県の県内総生産(名目)(2兆7372億円)の業種別内訳は、平成26年度において第3次産業が68.0%、第2次産業が28.1%、第1次産業が2.6%となっています。第1次産業、第2次産業は、全国における構成比と比べ高い状況です。

図 1-1-3 県内総生産の構成比(平成26年度) 資料:統計分析課



各産業の構成比の中には輸入品に課される税等を含んでいないため、合計は100%にはならない。

# 環境基本法

環境基本法は、平成 5 年に制定された環境の保全についての基本理念を定め、環境の保 全に関する基本的な施策の方向性を定めた法律です。

国は、環境の保全に関する施策に関し、まず施策の策定及び実施に係る指針を明示し、 環境基本計画を定めて施策の大綱を示すものとしていますが、地方公共団体も国の施策に 準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全 のために必要な施策を実施するものとしています。

#### 【基本理念】

- 現在及び将来の世代の人間が環境の恵沢を享受し、将来に継承
- 全ての者の公平な役割分担の下、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の 構築
- 国際的協調による積極的な地球環境保全の推進

#### 佐賀県環境基本条例

佐賀県環境基本条例は、環境の保全に関する基本理念、県・市町・事業者及び県民の責務、環境保全に関する施策の基本事項を定めることにより、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的として規定されており、その基本理念は次の3項目となっています。

- 環境の恵沢の享受と継承
- 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築
- 地球環境保全の推進

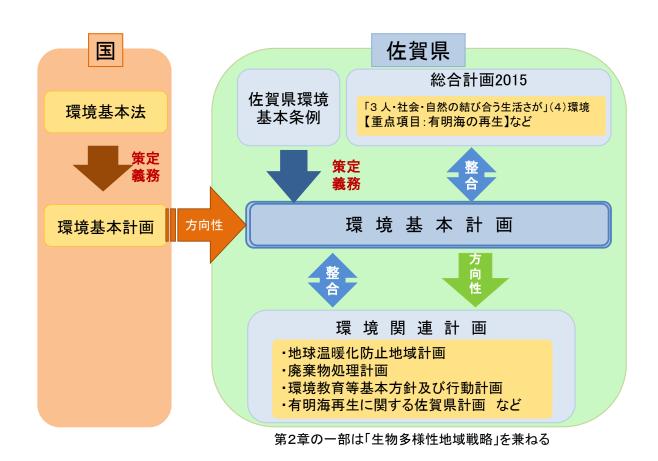
参考資料編 1 佐賀県環境基本条例

#### 第3期佐賀県環境基本計画

佐賀県環境基本条例第 11 条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として、また県民、事業者及び行政の各主体による環境保全活動の指針として、平成 12 年に「佐賀県環境基本計画」を策定し、各種施策を推進してきました。その後、平成 17 年 3 月に第 1 期計画の改定を行い、平成 23 年 10 月に第 2 期計画を策定しました。第 2 期計画の対象期間が概ね 5 年間であったことから、本県の環境に関する状況を踏まえ、引き続き取り組んでいくべき課題や、PM<sub>2.5</sub> (微小粒子状物質)への対応や地球温暖化適応策など新たな課題に適切に対応するため、条例の基本理念のもと、第 3 期計画を策定しました。

計画は、平成28年度から概ね5年間を計画期間とし、「明日へとつなぐ、"さがの環境"」を第3期環境基本計画のキャッチフレーズとしました。

このキャッチフレーズのもと、佐賀県の目指す姿を実現するための施策を展開していきます。



# 第3章 平成28年度トピック

# 第1節 佐賀県廃棄物処理計画の策定

循環型社会推進課

近年、気候変動や資源の枯渇など地球規模での環境制約がますます大きな課題となっています。また、平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめとする大規模災害発生時の災害廃棄物処理が大きな社会問題になるなど、非常事態に対応できる強靭な廃棄物処理システムの構築も求められています。

こうした状況に社会が適切に対応していくためには、再生可能な資源の使用の推進、廃棄物等の減量化・リサイクル及び適正処理の推進など、物質循環をできる限り確保する循環型 社会の実現を図ることが重要となっています。

このため県では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(「廃棄物処理法」という。) 第5条の5の規定に基づき、環境大臣が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に即して、「佐賀県廃棄物処理計画」を策定しました。

本計画は、旧計画が平成 27 年度を目標年度として策定されたものであることから、その後の廃棄物処理法の改正や廃棄物を取り巻く情勢の変化に対応するため、本計画では平成 28 年度を初年度とし、平成 32 年度を目標年度とする新たな計画としています。

○計画の名称:佐賀県廃棄物処理計画

~「もったいない」の心で・・さが3R推進計画2020~

○計画期間:平成28年度から5年間(平成32年度まで)

#### 循環型社会形成に向けた施策の展開

廃棄物の減量化目標の達成と循環型社会づくりに向けて、「3 R <sup>( )</sup>の推進」、「適正処理の推進」、「循環型社会形成のための基盤整備」の3つを施策展開の柱とし、総合的かつ計画的に推進していきます。

3 R (スリー・アール): 廃棄物の発生抑制(リデュース) 再使用(リユース) 再生利用(リサイクル)

# 県民総参加による循環型社会づくり!

#### 視点

## 資源循環を基調とする社会づくり

- 「もったいない」の考え方を基本とした 3Rの実践
- 静脈産業 <sup>(※)</sup> の活性化
- ・ 地域循環圏の形成 等

#### 環境負荷の少ない社会づくり

- ・ 適正処理体制の確保
- 有害廃棄物の適正処理
- 不法投棄等の不適正処理の未然防止 等

#### 3Rの推進

- 廃棄物の発生・排出抑制 (2Rの更なる推進)
- ▶ リサイクル、熱回収の推進
- ▶ 環境教育・環境学習の推進
- ▶ 県の率先行動と取組の拡大 等



#### 適正処理の推進

- ▶ 適正処理推進のための取組の強化
- PCB廃棄物の期限内処理
- ▶ 非常災害時における災害廃棄物処理 体制の整備・強化 等

#### 循環型社会形成のための基盤整備

- ごみ処理広域化に対する技術的支援、関係機関等との調整
- 産業廃棄物の適正処理体制の確保等

※静脈産業:製品の製造・配送等を行う産業が動脈産業と呼ばれるのに対し、静脈産業とは製品が廃棄物等となった後にそのリサイクルや適正処分等を行う産業のこと。

# 計画の推進・進行管理

#### 1 計画の推進

本計画で掲げた目標を達成し、佐賀県における循環型社会の形成を推進するためには、 県民・CSO、事業者、廃棄物処理業者、市町、県は、それぞれの役割に応じて情報を 共有し共通の認識のもとで、相互に連携・協働しながら取組んでいく必要があります。

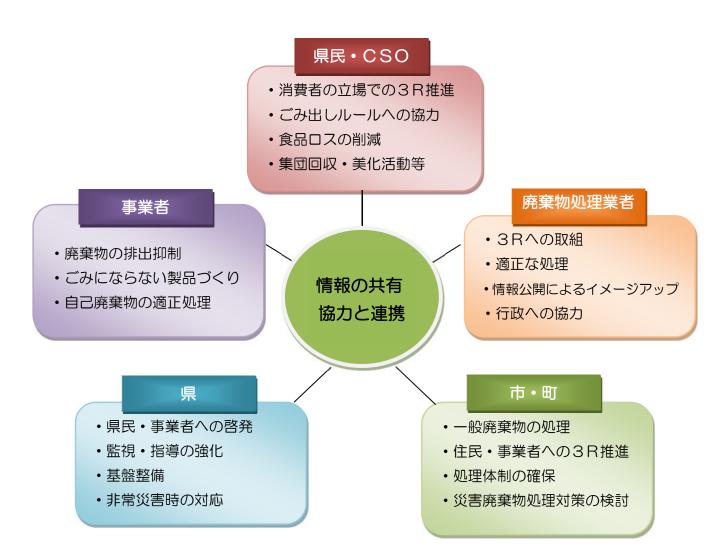
各主体の理解と実践の環を拡げるため、各主体が広く参加している「佐賀県『ストップ温暖化』県民運動推進会議」等での活用等を通して、それぞれの連携のもとでの自主的な取組みを推進することとします。

#### 2 進行管理

本計画の目標を達成するためには、各主体の自主的な取組による排出状況と計画の進行状況確認が重要です。

県及び市町等が実施主体と同時に調整役となり、目標の達成状況等を定期的に把握、 評価・検討し、施策の見直しを図りながら本計画の推進を図ります。

なお、県や国を取り巻く社会情勢に大きな変化が生じた場合は、期間内であっても適 宜計画の見直しを行っていくこととしています。



## 佐賀県HP(佐賀県廃棄物処理計画)

http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00347913/index.html